

大口町告示第25号

大口町高年齢者等就業機会確保事業等補助金交付要綱を次のように定める。

平成26年3月31日

大口町長 鈴木雅博

大口町高年齢者就業機会確保事業費等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者の就業機会の拡大と福祉の増進を図り、もって活力ある地域社会づくりに寄与するため、公益社団法人大口町コミュニティー・ワークセンター（以下「ワークセンター」という。）が実施する高年齢者就業機会確保事業等に対して補助金を交付することについて、町費補助金等の予算執行に関する規則（昭和53年大口町規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助対象事業は、ワークセンターが実施する高年齢者就業機会確保事業及び町長が特に必要と認めた事業とする。

2 補助対象経費は、別表に定める経費とする。

(補助金額)

第3条 補助金は、別表に定める補助金額に補助率を乗じて得た額を上限とし、当該年度の予算の範囲内で交付するものとする。

(交付申請)

第4条 ワークセンターは、補助金の交付を受けようとするときは、大口町高年齢者就業機会確保事業費等補助金交付申請書（様式第1）に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、大口町高年齢者就業機会確保事業費等補助金交付決定通知書（様式第2）によりワークセンターに通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 ワークセンターは、前条の規定による交付決定の通知を受けたときは、大口町高年齢者就業機会確保事業費等補助金請求書（様式第3。以下「請求書」という。）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の請求書を受理したときは、概算払いの方法により補助金をワークセンターに交付するものとする。

(変更等)

第7条 ワークセンターは、補助金の交付対象となる事業の内容又は補助事業の経費を変更しようとするときは、遅滞なく大口町高年齢者就業機会確保事業費等補助金変更交付申請書(様式第4)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、大口町高年齢者就業機会確保事業費等補助金変更交付決定通知書(様式第5)により、ワークセンターに通知するものとする。

(実績報告)

第8条 ワークセンターは、補助事業が完了したときは、速やかに大口町高年齢者就業機会確保事業等実績報告書(様式第6)に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付額を確定し、大口町高年齢者就業機会確保事業費等補助金額確定通知書(様式第7)により通知する。

(補助金の精算)

第10条 ワークセンターは、前条の規定により補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金の交付を受けているときは、速やかに精算しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部又は一部の交付決定を取り消し、又はその返還を命ずることができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業に関して不正その他不適切な行為をしたとき。

(財産の処分の制限)

第12条 ワークセンターは、補助事業により取得した財産を町長の承認を得ないで、補助金の交付の目的以外に使用し、譲渡し、交換し、貸付し、又は担保に供してはならない。ただし、当該財産の耐用年数を勘案して、町長が定める期間を経過した場合はこの限りでない。

(指示等)

第13条 町長は、ワークセンターに対して補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができるものとする。

(書類の整備)

第14条 ワークセンターは、補助事業の施行に関し、必要な書類を整備しておかなければならない。

2 前項の書類は、当該年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他必要事項)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第2条及び第3条関係）

区分	種目	対象経費	補助基準額	補助率
運 営 費	人件費	職員基本給、職員特別給与、職員諸手当、 社会保険料、法定福利費、福利厚生費、 職員退職給与引当金、退職金掛金、賃金、法定福利費（賃金）、福利厚生費（賃金）、社会保険料（賃金）	左欄に掲げる経費のうち、町長が必要と認める額から、愛知県シルバー人材センター連合交付金、受託事業受け	10 / 10
	事業費	高年齢者就業機会確保事業 旅費、通信運搬費、消耗品費、修繕費、光熱水費、賃借料、保険料、公租公課費、教材費、訓練委託費、雑役務費	取り事務費の3分の2及び労働者派遣事業受	
	中年者就労事業	旅費、通信運搬費、消耗品費、修繕費、光熱水費、賃借料、保険料、公租公課費、教材費、訓練委託費、雑役務費	託収益金を控除した額	

様式第1（第4条関係）

第 号
年 月 日

大口町長 様

団体名

代表者名 ㊟

年度大口町高年齢者就業機会確保事業費等補助金交付申請書

年度における公益社団法人大口町コミュニティー・ワークセンターが行う事業に係る経費の一部として大口町高年齢者就業機会確保事業費等補助金交付要綱第4条に基づき関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金申請額 金 円

2 添付書類

- ・事業計画書
- ・収支予算書
- ・定款
- ・その他

様式第2（第5条関係）

第 号
年 月 日

団体名

代表者名 様

大口町長 印

年度大口町高年齢者就業機会確保事業費等補助金交付決定通知書

年 月 日付けで、交付申請のあった補助金については、下記のとおり交付することを決定したので、大口町高年齢者就業機会確保事業費等補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

補助金交付決定額 金 円

様式第3（第6条関係）

大口町高年齢者就業機会確保事業費等補助金請求書

年 月 日

大口町長

様

団体名

代表者名

㊟

年度大口町高年齢者就業機会確保事業費等補助金として、下記のとおり
請求します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 請求額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 | 既交付額 | 金 | 円 |

様式第4（第7条関係）

第 号
年 月 日

大口町長 様

団体名

代表者名 ㊟

年度大口町高年齢者就業機会確保事業費等補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業について、
下記のとおり変更したいので、大口町高年齢者就業機会確保事業費等補助金交付要
綱第7条第1項の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

- | | | | |
|---|--------|---------|---|
| 1 | 補助金交付額 | 交付決定額 | 円 |
| | | 変更交付申請額 | 円 |
| | | 差引増減額 | 円 |
| 2 | 変更内容 | | |
| 3 | 変更理由 | | |
| 4 | 添付書類 | 収支予算書 | |
| | | その他 | |

様式第5（第7条関係）

第 号
年 月 日

団体名

代表者名 様

大口町長 印

年度大口町高年齢者就業機会確保事業費等補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで、変更交付申請のあった補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、大口町高年齢者就業機会確保事業費等補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

補助金交付額	既交付決定額	金	円
	変更交付決定額	金	円
	差引増減額	金	円

様式第6（第8条関係）

年 月 日

大口町長

様

団体名

代表者名

㊟

年度大口町高年齢者就業機会確保事業等実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業について、
大口町高年齢者就業機会確保事業費等補助金交付要綱第8条の規定により関係書類
を添えて報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 添付資料
 - ・ 事業実績書
 - ・ 収支決算書
 - ・ 補助金に係る使途内訳書

様式第7（第9条関係）

第 号
年 月 日

団 体 名

代表者名 様

大 口 町 長 印

年度大口町高年齢者就業機会確保事業費等補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告された補助事業については、下記のとおり補助金額を確定したので、大口町高年齢者就業機会確保事業費等補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

補助金の確定額 金 円